

第12回協議会 6月10日(火)

場 所

産山村／基幹集落センター会議室

協議事項

○協議第三十三号 一部事務組合等の取扱いについて

原案どおり承認されました。なお、委員から、中部4町村のみが委託している5項目の事業や、共同処理的な事務については、継続するかも含めて合併に当たって再検討するようにとの意見が出されました。

○協議第三十四号 使用料・手数料等の取扱いについて

施設使用料については、建設年次や規模等により料金が異なるのが一般的であるため、その他の使用料と区別し、「施設使用料については施設規模等により調整する」という一部修正を加え、修正案のとおり承認されました。

○協議第三十五号 建設関係事業の取扱いについて

町村道の改良整備計画、町村河川の改良整備計画及び公営住宅の建設計画については新市において調整するとしていましたが、委員から合併までに調整できないかとの意見が出

され、「合併までに調整する」ということで一部修正を加え、修正案のとおり承認されました。

なお、市道の改良整備計画等資料の中身について、各町村の認識に差があるとの意見が出され、これについては、新市建設計画等策定の中で再度確認し調整していくことを確認しました。

また、委員から現行の町村道について、合併後は廃止されるのかという質問が出され、現行の町村道については、新市においても市道として継続していくことを確認しました。

○協議第三十六号 ゴミ収集運搬業務事業の取扱いについて

原案どおり承認されました。

提案事項

① 条例・規則等の取扱いについて

条例・規則等の取扱いについては、合併推進協議会等で協議・確認された各種事務事業等の調整内容に基づき、「条例・規則等の整備方針」により調整するものとしています。

② 慣行の取扱い(市章)について

市章の取扱いについては、住民の方に早めに公表し周知したいという趣旨から、公募により、合併日の六ヶ月前までに制定するということが

提案しています。

③ 防災関係事業の取扱いについて

防災会議や、災害対策本部については、合併時に新たに設置することとし、地域防災計画については、新市において速やかに策定することとしています。防災無線については、現在各町村で機種や設置年度が異なっています。新市において設備の統一など効率的な運用が図られるよう早期に検討することとしています。交通安全協議会については、現行どおりとし、交通安全対策会議と交通安全推進会議については、合併時に統合すること提案しています。交通安全指導員については、定数を現行どおりとし、任期は二年とすることで提案しています。

④ 公共的団体等の取扱いについて

市町村の特例に関する法律第十五条八項で、合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、合併に際してその一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るよう努めなければならないとされています。また、行政実例で、「公共的団体等」とは、公共的な活動を営むものは全てこれに含まれ、法人たると否とを問わないとされています。

このことを踏まえながら、公共的

団体については、新市との速やかな一体性を確保するため、それぞれの事情を尊重しながら、そのあり方について調整に努めるものとするというところで提案しています。

⑤ 障害者福祉事業の取扱いについて

障害者福祉事業については、次のように取り扱うことで提案しています。

デイサービス事業については、合併までに補助基準等を統一し、新市においても実施することとしています。

ホームヘルプサービス事業等、国又は県等の定める制度に基づいて実施している事業については、そのまま新市に引き継ぐものとしています。

地域療育事業については、新市においては支援費制度で対応するものとしています。

福祉年金の支給については、合併までに支給基準等を調整し、新市においても実施することとしています。

障害者団体等への援助については、現行どおり新市に引き継ぎ、新市において調整することとしています。

⑥ 高齢者福祉事業の取扱いについて

高齢者福祉事業の取扱いについては、次のとおり提案しています。

在宅介護支援センター事業、老人